

発本原第82号
平成28年8月16日

原子力規制委員会
原子力規制庁 殿

九州電力株式会社
代表取締役社長
瓜生道明

玄海原子力発電所の発電用原子炉設置変更許可申請に係る重複する案件について

当社は、平成22年2月8日に原子炉設置変更許可を申請（以下「既申請①（1号、2号、3号及び4号）」という。）並びに平成25年7月12日に発電用原子炉設置変更許可を申請（以下「既申請②（3号及び4号）」という。）しておりますが、この度、原子力発電における使用済燃料の再処理等の実施に関する法律の公布に伴う発電用原子炉設置変更許可を申請することといたしました。（以下「後申請」という。）

従いまして、既申請①（1号、2号、3号及び4号）と既申請②（3号及び4号）及び後申請が重複することになりますが、当社としましては、新規制基準への適合性等を確認し安全性を確保すること及び使用済燃料の処分の方法を変更することが必要と考えておりますので、既申請②（3号及び4号）案件及び後申請案件を優先して審査して頂きますようお願い致します。

なお、既申請①（1号、2号、3号及び4号）案件につきましては、既申請②（3号及び4号）案件及び後申請案件の許可後、新規制基準を踏まえた補正を実施した上で、審査して頂きたいと考えています。

また、既申請②（3号及び4号）と後申請が重複することになりますが、当社としましては、相互の申請内容に安全上の関連はないと考えておりますので、既申請②（3号及び4号）案件と後申請案件に対し審査を受ける優先度を付けず審査して頂きますようお願い致します。

なお、いずれかの申請の許可後、もう一方の申請に対する補正を実施する予定です。

【既申請①(1号、2号、3号及び4号)案件】

1. 申請書名：玄海原子力発電所の原子炉設置変更許可申請書
(1号、2号、3号及び4号原子炉施設の変更)
2. 申請日：平成22年2月8日(原発本第326号)
3. 変更の理由：
 - (1) 3号炉の使用済燃料貯蔵設備の貯蔵能力を変更する。
 - (2) 3号炉の核燃料物質取扱設備の一部及び使用済燃料貯蔵設備を1号炉、2号炉、3号炉及び4号炉共用とする。
 - (3) 4号炉の使用済燃料貯蔵設備(一部1号、2号及び4号炉共用、既設)を1号炉、2号炉及び4号炉共用とする。
 - (4) 蒸気発生器保管庫(1号及び2号炉共用、既設)を1号炉、2号炉及び3号炉共用とし、3号炉の原子炉容器上部ふたの取替えに伴い取り外した原子炉容器上部ふた等を貯蔵保管する。

【既申請②(3号及び4号)案件】

1. 申請書名：玄海原子力発電所の発電用原子炉設置変更許可申請書
(3号及び4号発電用原子炉施設の変更)
2. 申請日：平成25年7月12日(発本原第93号)
3. 変更の理由：

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の改正に伴い、重大事故等に対処するために必要な施設の設置及び体制の整備等を行うため、併せて、記載事項の一部を関連法令等の記載と整合するよう変更する。

【後申請案件】

1. 申請書名：玄海原子力発電所の発電用原子炉設置変更許可申請書
(1号、2号、3号及び4号発電用原子炉 使用済燃料の処分の方法の変更)
2. 申請日：平成28年8月16日(発本原第81号)
3. 変更の理由：

「原子力発電における使用済燃料の再処理等の実施に関する法律」の公布により、使用済燃料の処分の方法に係る記載を変更する。

以 上